

長野県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成22年2月12日

長野県知事 村井 仁

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
どひ皮膚科クリニック	松本市大字島立1797番地3	平成21年12月1日
平田駅前歯科	松本市平田東2丁目20番11号	平成21年9月1日
寺島薬局上田山口店	上田市上田山口1221-1	平成21年12月1日
はばのサンピヨ薬局	飯田市羽場町1-19-10	平成21年10月1日
山本整形外科クリニック	須坂市大字日滝字古池2191番地14	平成22年1月1日
きらら歯科クリニック	伊那市坂下1891番地5	平成21年12月1日
ヒラサワ薬局	伊那市境1069	平成21年12月1日
アライクリニック	中野市岩船444番地1	平成21年12月1日
ミナミ一本木薬局	中野市一本木159-2	平成22年2月1日
吉田ファミリー薬局	中野市大字吉田1094-1	平成21年11月1日
戸狩診療所	飯山市大字常郷117番地5	平成22年1月1日
たむらペインクリニック	佐久市臼田伊勢宮2292番地1	平成21年12月1日
ねつみのわや薬局	東御市祢津1115-1	平成21年5月1日
太田皮膚科クリニック	安曇野市堀金鳥川5026-6	平成22年1月1日
アルプス歯科クリニック	安曇野市三郷明盛3086-6	平成22年1月1日

地域福祉課

長野県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称、所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成22年2月12日

長野県知事 村井 仁

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
松塩クリニック透析センター	松本市村井町北1丁目9番78号	松本市村井町北1丁目9番78号	松本市芳川村井町700番地2	平成21年11月2日
有限会社常田薬局	上田市常田2-15-1	戸 島 善 幸	戸 島 幸 人	平成21年12月19日

地域福祉課

長野県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年2月12日

長野県知事 村井 仁

病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中条村国民健康保険診療所	上水内郡中条村大字中条2626番地	平成21年12月31日
長野県厚生農業協同組合連合会新町病院	上水内郡信州新町大字上条137番地	平成21年12月31日
どひ皮膚科クリニック	松本市島立1797-3	平成21年11月30日
古畠産婦人科医院	松本市中条1番地16号	平成21年12月31日
平田駅前歯科	松本市平田東2丁目20番11号	平成21年8月31日
大野薬局	松本市会田515番地	平成21年4月6日
山本整形外科クリニック	須坂市大字日滝字古池2191番地14	平成21年12月31日
きらら歯科クリニック	伊那市坂下1891番地5	平成21年11月30日
ヒラサワ薬局	伊那市境1069	平成21年11月30日
アライクリニック	中野市岩船444番地1	平成21年11月30日
戸狩診療所	飯山市大字常郷117-5	平成21年12月31日
たむらペインクリニック	佐久市臼田伊勢宮2292番地1	平成21年11月30日
ねつみのわや薬局	東御市鞍掛上河原83	平成21年3月31日
耳鼻咽喉科矢田医院	上伊那郡箕輪町中箕輪8820-5	平成21年12月23日

地域福祉課

長野県告示第60号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成22年2月12日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

中野市大字間山字田中坂925の1、925の2、926

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期額以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年2月12日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 駒ヶ根長谷線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
駒ヶ根市中沢7183番の5地先から	旧	m	km
駒ヶ根市中沢7326番の2地先まで		9.0～26.2	0.5537
同 上	新	9.2～26.1	0.5646

森林づくり推進課

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 沢渡高遠線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市西春近5085番の1地先から 伊那市西春近3012番の2地先まで	旧	8.0~15.0 2.0~15.0	0.2105 0.2750
		8.0~15.0	0.2105
同上	新	8.0~15.0	0.2105

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年2月12日

長野県飯田建設事務所長 城之内 高志

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 418号
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村平岡336番の14地先から 下伊那郡天龍村平岡333番の9地先まで	旧	m 3.9~7.6	km 0.1400
		11.0~14.4	0.1400
同上	新	11.0~14.4	0.1400

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年2月12日

長野県木曽建設事務所長 赤羽敏雄

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 開田三岳福島線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町三岳9471番の2地先から 木曽郡木曽福島7129番の3地先まで	旧	m 6.0~44.5	km 0.5150
		6.0~44.5	0.5150
同上	新	10.0~46.0	0.4880
		10.0~46.0	0.4880

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年2月12日

長野県松本建設事務所長 小平重登

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 原洗馬停車場線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字広丘郷原字南原957番の2地先から 塩尻市大字広丘郷原字道東1013番の1地先まで	旧	m 4.5~9.5	km 0.3284
		7.4~19.2	0.3284
同上	新	7.4~19.2	0.3284
		7.4~19.2	0.3284

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年2月12日

長野県北信建設事務所長 高野俊秋

1(1) 道路の種類 一般国道

1(2) 路線名 117号

1(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字蓮字冷渉1557番の1地先から 飯山市大字蓮字冷渉1551番の9地先まで	旧	m 9.6~14.2	km 0.1100
同上	新	12.6~14.6	0.1100

2(1) 道路の種類 県道

2(2) 路線名 中野小布施線

2(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市中央三丁目693番の1地先から 中野市中央二丁目789番のイ地先まで	旧	m 6.0~12.5	km 0.3620
同上	新	14.0~21.0	0.3620

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年2月12日

長野県飯田建設事務所長 城之内 高志

1 路線名 418号

2 供用を開始する区間

下伊那郡天龍村平岡336番の14地先から

下伊那郡天龍村平岡333番の9地先まで

3 供用を開始する期日 平成22年2月12日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年2月12日

長野県北信建設事務所長 高野俊秋

1 路線名 117号

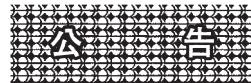
2 供用を開始する区間

飯山市大字蓮字冷渉1557番の1地先から

飯山市大字蓮字冷渉1551番の9地先まで

3 供用を開始する期日 平成22年2月12日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年2月12日

長野県知事 村井仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県庁舎受付案内等業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎（本館及び議会棟）

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(5) 過去に受付案内業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部広報課

電話 026（235）7110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年2月23日（火）午前11時